

町田市消防団応援の店制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町田市消防団員(以下「消防団員」という。)の福利向上を図るため、消防団員等にサービスの提供を行う「町田市消防団応援の店制度」を円滑に運用するために、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業所等 サービスを提供する事業所及び店舗等をいう。
- (2) 消防団員等 消防団員又は消防団員の家族をいう。
- (3) 消防団応援の店 消防団員等にサービスを提供する事業所等をいう。
- (4) 消防団応援の店表示証 町田市消防団長(以下「消防団長」という。)が交付した表示証(以下「表示証」という。)をいう。

(申込み)

第3条 消防団応援の店に登録しようとする事業所等は、町田市消防団応援の店登録申込書(第1号様式)を消防団長に提出するものとする。

(消防団応援の店の登録)

第4条 消防団長は、前条に規定する申込みがあったときは、消防団応援の店として事業所等の登録を行うものとする。ただし、次に掲げる事業所等については登録を行わないこととする。

- (1) 町田市暴力団排除条例第2条第1号に定める暴力団、又は同条第2号に定める暴力団員、若しくは同条第3号に定める暴力団関係者
- (2) 公序良俗に反する事業所等
- (3) 宗教活動及び政治活動に関する事業所等
- (4) 違反対象物の公表制度において、市ホームページに公表されている事業所等又はその対象物内にある事業所等
- (5) 前各号に掲げるもののほか、適当でないと認める事業所等

(表示証の交付)

第5条 消防団長は、前条の登録を行ったときは、当該事業所等に対し表示証(第2号様式)を交付するものとする。

(表示証の掲示)

第6条 消防団応援の店は、前条の表示証を事業所等の入口等見やすい場所に掲示するものとする。

(町田市消防団員カード)

第7条 消防団長は、消防団員に対し、町田市消防団員カードを交付するものとする。

2 町田市消防団員カードの紛失、盗難、破損等により再発行を希望する団員は、再交付を受けることができる。

3 町田市消防団員カードには、2年間の有効期限を設けることとし、有効期限を過ぎたカードは使用不可とする。

4 消防団長は、町田市消防団員の有効期限を経過する前に、消防団員に対し、新たな有効期限のカードを交付するものとする。

(町田市消防団員カードの提示)

第8条 消防団員等は、消防団応援の店からサービスを利用するときは、町田市消防団員カードを提示するものとする。

(登録の取消し)

第9条 消防団長は、消防団応援の店が次の各号のいずれかに該当したときは、当該登録を取り消すことができる。

(1) 事業を廃止又は休止したとき。

(2) 詐欺その他不正な手段により登録を受けたとき。

(3) 前各号に定めるもののほか、消防団応援の店として適当でないとき。

2 前項の規定により消防団応援の店の登録を取り消された事業所等は、速やかに表示証を消防団長へ返還しなければならない。

(消防団応援の店の公表)

第10条 消防団長は、消防団応援の店の名称ならびにサービス内容について、ホームページ等により公表することができる。

(登録の変更及び廃止)

第11条 事業所等は、当該登録の内容を変更し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ消防団長に、町田市消防団応援の店登録変更・廃止届(第4号様式)を提出しなければならない。

2 消防団長は、前項に規定する申請があったときは、速やかに、当該登録を変更し、又は廃止するものとする。

(遵守事項)

第12条 消防団員等は次に掲げる事項について遵守しなければならない。

(1) 町田市消防団員カードを不正に使用し、又は他人に貸与し、若しくは譲渡しないこと。

(2) 優遇サービスに関して、事業所等に強要しないこと。

(3) 町田市消防団を退団するときは、速やかに町田市消防団員カードを返却す

ること。

(所掌)

第13条 この要綱に関する事務は、町田市防災安全部防災課において所掌する。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、2022年3月1日から施行する。